

令和2年第2回公立甲賀病院組合議会定例会 会議録

招集年月日	令和2年10月2日(金)					
招集の場所	甲賀市水口町 公立甲賀病院2階講堂					
開会(開議)	10月2日 午前10時33分			議長	堀田 繁樹	
出席議員並びに欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
出席 10名 欠席 0名	1	糸目 仁樹	○	6	藤川 みゆき	○
凡例 ○出席を示す △欠席を示す	2	山中 善治	○	7	奥村 幹郎	○
	3	戎脇 浩	○	8	小林 義典	○
	4	田中 喜克	○	9	堀田 繁樹	○
	5	小西 喜代次	○	10	立入 善治	○
説明のために出席した者	管理者	谷畑 英吾	副管理者	岩永 裕貴		
	会計管理者	加藤 良次	代表監査委員	田中 暢太佳		
	事務局長	中尾 博志	/			
職務のため出席した者の 氏名	幡野 啓二、岸村 守、中村 敏之、森口 三義、山西 恒男、上畠 亘					
議事次第	別紙のとおり					
会議録署名議員	5番	小西 喜代次	6番	藤川 みゆき		

令和 2 年第 2 回公立甲賀病院組合議会
定例会議事日程

令和 2 年 10 月 2 日
午前 10 時 33 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 5 号 公立甲賀病院組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 6 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 7 号 令和元年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 一般質問

議事の経過

○ 開会 開議

堀田議長

ただいまの出席議員は10名で、地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、よって、令和2年第2回公立甲賀病院組合議会定例会は成立をいたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

この際、日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず、管理者から、地方独立行政法人公立甲賀病院令和元年度の業務実績に関する評価結果報告書及び財務諸表等並びに法人監事による監査報告書が議会に提出されました。その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承を願います。

次に、監査委員から公立甲賀病院組合一般会計の現金出納検査及び定期監査の報告を受けましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承を願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

堀田議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、5番、小西喜代次議員、6番、藤川みゆき議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

堀田議長

日程第2、会議の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

案件に入ります前に、管理者より挨拶がありますので、よろしく願いいたします。

堀田議長

○谷畑管理者挨拶

谷畑管理者

改めまして、公立甲賀病院組合議会議員の皆様方には、病院組合議会全員協議会に引き続きまして、本組合定例会に御参集いただき誠にありがとうございます。また、平素は、病院組合の運営に対しまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

まず、公立甲賀病院組規約第9条第1項による管理者の互選を行いまして、その結果、明日10月3日から公立甲賀病院組合管理者には岩永甲賀市長が、副管理者には湖南市長の私が就任することと致しましたので、御報告を申し上げたいと思います。

さて、今年の夏は、日本各地を襲った7月豪雨、8月の記録的な酷暑、そして9月に入った途端、次々と大型台風が日本列島に接近するなど、地球温暖化による気候変動により、今までに経験したことのないような自然災害が日常的な光景となってきておりまして、法人には地域災害拠点病院として自然災害にも備えた医療体制の確保を図っていただいているところであります。去る7月3日に九州中部地方を襲った集中豪雨の際には、被災地となりました熊本県人吉市へ滋賀県DMAT隊の一員として法人から6名のDMAT隊員が出動し、7月6日から10日までの5日間の任務を無事遂行いただいたところでした。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大は日本経済や社会生活に大きな打撃を与えています。7月後半からは甲賀市・湖南市におきましても感染患者が

増加する中、公立甲賀病院におきましては、甲賀保健医療圏域唯一の2種感染症指定病院として、滋賀県COVID-19災害コントロールセンターからの要請に基づき感染患者の受入れを行ってまいりました。また、8月5日からは滋賀県から委託を受け、甲賀・湖南医師会との協働により、地域外来・検査センター、いわゆるPCRセンターを開設し、発熱等の症状がある軽症者でPCR検査が必要と医師が判断した方について、速やかにPCR検査が実施できるように運営をいただいているところであります。

今のところコロナは第2波が終息の方向に向かっている状況でありますけれども、秋以降のインフルエンザとコロナの同時流行に備えた対応が必要となりますので、法人には万全の受入れ体制を依頼するものであります。

また、新型コロナは、病院経営に対しても甚大な影響を及ぼしておりまして、前年度と比較し、入院、外来患者数ともに大きく減少、経常収支が悪化をしているという状況でございます。今後の感染拡大状況にもよりますが、設立団体としても経営状況を注視し、国や県に対しさらなる支援要請の働きかけを行ってまいりたいと考えております。

なお、本日の議会は、公立甲賀病院組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び令和元年度一般会計歳入歳出決算の3件の御審議をお願い申し上げ、議会招集に当たりましてのご挨拶といたします。

堀田議長

ありがとうございました。

日程第3 議案第5号

堀田議長

日程第3、議案第5号「公立甲賀病院組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」の件を議題といたします。

本件について管理者からの提案理由の説明を求めます。

谷畑管理者

議長。

堀田議長

管理者。

谷畑管理者

それでは、議案第5号「公立甲賀病院組合会計年度任用職員の給与及び費

用弁償に関する条例の制定について」の提案理由を説明申し上げます。

本案は、令和2年4月1日、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律施行に伴いまして、新たに制度化された会計年度任用職員に係る給与及び費用弁償について定めるもので、規定内容は構成市が同一であります甲賀広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を準拠するものであります。

主な内容といたしましては、フルタイム会計年度任用職員に支給する給与として、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び退職手当等を定め、また、パートタイム会計年度任用職員には、報酬及び期末手当の支給、あわせて通勤及び公務旅行に係る費用弁償について定めるものです。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

堀田議長

提案理由の説明が終わりました。

本組合議会は、質疑の事前通告制を取っております。

議員1名から質疑の通告がありますので、発言を許します。

5番、小西喜代次議員。

小西議員

それでは、議案第5号、公立甲賀病院組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の整備について質問します。

ただいまの管理者の提案理由の中にも含まれておりましたが、2つ質問をいたします。条例制定の背景について、それから、組合の会計年度任用職員と法人の会計年度任用職員の待遇の違いはあるのかどうか、また、整合性は図られているのかどうかについてお伺いしたいと思います。

中尾事務局長

議長。

堀田議長

事務局、答弁。

中尾事務局長

5番、小西議員の御質疑にお答えいたします。

1点目、条例制定の背景につきましては、令和2年4月1日、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律施行に伴い、新たに制度化された会計年度任用職員に係る給与及び費用弁償について定めるものであります。昨年4月、公立甲賀病院の地方独立行政法人化により、公立甲賀病院組合の業務内容は大きく縮小しましたので、当面の間、会計年度任用職員の採用予定

はしていませんが、甲賀市、湖南市及び甲賀広域行政組合の例に倣い制度を整備しておくものでございます。

2点目、組合と法人との待遇の違いではありますが、昨年4月の法人移行により、法人職員は非公務員となりましたので、法人化前の給与水準を下回らないことを前提として、職員組合との合意形成の下、法人独自で定めた有期雇用職員就業規則、有期雇用職員給与規程及び有期雇用職員の勤務時間等に関する規程等に基づき運用されています。

一方、このたびの病院組合職員の会計年度任用職員に関する条例案は、構成団体を同じくする甲賀広域行政組合が本年4月の地方公務員法等の改正に基づき制定された会計年度任用職員の条例を準用すると規定しておりますので、法人の有期雇用職員と組合の会計年度任用職員との待遇は異なります。

整合性を図っているかどうかにつきまして、法人の給与体系につきまして地方公務員法に準拠する必要はありませんが、理事長の判断の下、地方公務員制度や他の先行地方独立行政法人病院等も参考にしながら検討していかれると考えております。

以上でございます。

議長。

5番、小西喜代次議員。

ありがとうございます。

当面採用はないと、予定はしていないということですけども、将来に向けて整備をしたということでした。この場合、先ほど管理者の提案理由の中に、湖南市と甲賀市の待遇が横並びという提案理由があったと思うんですけども、これは、例えば湖南市、甲賀市のほうに変更があれば、それに対応していくという理解でいいのかどうかというのが1つと、それから、2つ目のところに関係するんですけども、法人と組合の職員の場合については待遇の違いがあるということでしたけども、この組合の職員、現在はおられないということですけども、将来的にそういう職員間の異動等があった場合については、それはそれぞれのところに対応するという理解でいいのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長。

小西議員

堀田議長

小西議員

中尾事務局長

堀田議長

事務局、答弁。

中尾事務局長

1点目の甲賀市、湖南市の改正があった場合に病院組合の条例も改正するかという御質問でございますが、当組合の場合は甲賀広域行政組合の条例を準用しております。甲賀広域行政組合のほうにお尋ねしましたところ、行政組合は甲賀市、湖南市を参考に、基本的なことではほとんど一緒ですが、ただ、運用の部分ではやはりそれぞれの団体の考えがございますので、その運用の部分まではなかなか統一するというのは難しいかと存じますが、基本的な部分ではもちろん適用していくものだと考えております。

2点目の法人職員が組合職員となられたときの待遇でございますが、有期雇用職員に関しましては異動はないものと考えております。ただ、常勤職員が、法人職員が組合職員になられた場合につきまして、待遇の差がもしございましたら、組合の規則の中に、以前の待遇を下回らないようにするという規則がございますので、その職員にとってはデメリットはないものと考えております。

以上でございます。

堀田議長

ほかに関連質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

堀田議長

以上で、今回通告のありました質疑は終わりましたので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

堀田議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

堀田議長

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第6号

堀田議長

日程第4、議案第6号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の件を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

谷畑管理者

議長。

堀田議長

管理者。

谷畑管理者

議案第6号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年4月1日の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律施行に伴い、新たに制度化される会計年度任用職員に関する整備、その他所要の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、第1条では、公立甲賀病院組合職員定数条例を一部改正し、会計年度任用職員及び臨時的任用職員は定数より除くことを明記するものであります。

第2条、公立甲賀病院組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正では、会計年度任用職員が心身の故障により休業を要する場合の休職期間を定めるものであります。

第3条、公立甲賀病院組合職員サービスの宣誓に関する条例の一部改正では、会計年度任用職員における、このサービスの宣誓について、別に定めることができることを定めるものであります。

第4条、公立甲賀病院組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び、第5条、公立甲賀病院組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正では、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定と整合を図り、これらの条例が、地方自治法第203条第4号、及び地方自治法第203条の2第5項の規定に基づくことなどを明記するなど、所要の改正を行うものであります。

第6条、公立甲賀病院組合職員の給与に関する条例の一部改正では、この

条例は、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例を準用しておりますが、退職手当については、公立甲賀病院組合職員の退職手当に関する条例の定めによることとしたほか、所要の改正を行うものであります。

第7条、公立甲賀病院組合職員の退職手当に関する条例の一部改正では、退職手当支給適用となる職員の範囲からパートタイム会計年度任用職員を除くこと、また、支給適用となる常勤的非常勤職員の要件は、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続き12月を超える場合と規定していますが、当分の間、国家公務員に準じ、12月を6月に読み替え、退職手当の額を100分の50に相当する金額とすること等、所要の改正を行うものであります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

堀田議長

提案理由の説明が終わりました。

提案理由の説明が終わりましたので、これにより質疑に入ります。

議員1名から質疑の通告がありますので、発言を許します。

5番、小西喜代次議員。

小西議員

それでは、上程されています議案第6号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、1点質問いたします。

第3条5項の法第22条の2第1項について、「3年を超えない範囲内」とあります。「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とするというふうに記述されていますけども、この具体的な説明をお願いしたいというふうに思います。

中尾事務局長

議長。

堀田議長

事務局、答弁。

中尾事務局長

5番、小西議員の質疑にお答えいたします。

本改正条例の趣旨としまして、公立甲賀病院組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第3条には、職員が心身の故障により休養を要する場合の休職期間は3年を超えない範囲と定めていますが、会計年度任用職員にあっては、任命権者が定める任期の範囲内と定めるものです。

以上でございます。

小西議員

議長。

堀田議長

5番、小西喜代次議員。

小西議員

任期の範囲内ということなんですけども、それはもちろんそういうことなんですけども、例えば任期というので、1年単位で決めていくということであれば、1年の範囲で認めるという理解になっていいのかどうか。そういう理解でよろしいですか。

中尾事務局長

議長。

堀田議長

事務局、答弁。

中尾事務局長

今、小西議員さんのおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

堀田議長

ほかに関連質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

堀田議長

以上で、今回通告のありました質疑が終わりましたので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

堀田議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

堀田議長

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号

堀田議長

議案第7号「令和元年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の件を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

谷畑管理者

議長。

堀田議長
谷畑管理者

管理者。

議案第7号「令和元年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の提案理由の御説明を申し上げます。

病院組合一般会計の歳入につきましては、法人への運営負担金を含む7億1,469万8,000円を2市より繰入れいただき、繰越金を合わせて、歳入総額48億7,021万9,841円となりました。

一方、歳出におきましては、議決機関関係経費52万3,411円、組合職員1名分の給与費等を含めた執行機関関係経費1,178万1,262円、監査機関関係経費16万3,006円、基金費2,400万3,590円、地方独立行政法人化に伴う制度の変更により病院組合一般会計を通して支出が必要となった総務費の共済費、衛生費、公債費、諸支出金の合計48億3,255万9,200円を含めた48億6,903万469円となり、差引き118万9,372円を翌年度へ繰り越すことといたしました。

よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願いを申し上げます。

堀田議長

提案理由の説明終わりましたので、ここで監査委員に本決算の監査の結果についての報告を求めます。

田中監査委員

議長。

堀田議長

田中暢太佳監査委員。

田中監査委員

令和元年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書です。

令和元年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第2項及び同法241条第5項の規定により審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

まず、審査日ですが、令和2年6月30日でございます。

審査対象、令和元年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算審査報告。

審査に当たっては、本組合審査基準に基づき、管理者から提出された令和元年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び基金の運用状況を示す書類等が関係法令に準拠して作成されているか、その計数が正確であるかについて、関係諸帳簿、証憑書類、預金通帳等と照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取して実

施しました。

審査の結果、審査に付された令和元年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数も正確であると認めました。また、予算の執行状況及び決算の内容についても適正であると認めました。

本年度は、公立甲賀病院が地方独立行政法人へ移行したことに伴い、公立甲賀病院組合と地方独立行政法人公立甲賀病院の組織が明確に分離され、本一般会計の予算規模や現金の流れが大きく変化しました。年度当初は病院組合と法人間における事務処理等のルールが不明確な部分があり、四半期ごとの定期検査の中で、内部統制の観点から、両者間の事務処理ルールの明確化を求めてまいりました。その結果、お願いした項目は全て期間内に解決され、両者間における事務処理等のルールは改善されたと認めました。

主な項目を具体的に申し上げますと、次のとおりです。

- 1、病院が保有する個人情報へのアクセス方法を適正化すること。
- 2、病院が所有する固定資産等の使用に関する費用負担を明確化すること。
- 3、病院が保有する金券や事務用品等を使用した場合の証憑も含めた費用のやり取りを明確化すること。
- 4、組合業務を担当する病院職員に対する指揮命令に関する根拠を明確にすることなどです。

今後の監査の進め方。これまでは財務監査を中心に進めてまいりましたが、令和2年度より監査基準が制定され、監査の内容が財務監査、行政監査、決算監査、例月出納検査、基金運用審査と明確になりました。年間を通してのスケジュールは添付の資料のとおりで、特に例月出納検査につきましては、従来は四半期ごとでしたが、日常の入出金に関わるということもあって、毎月実施いたします。また、行政監査につきましては、日常の業務遂行状況を主として内部統制やコンプライアンスの観点から、組合の業務遂行の基本となります例規集を参考に、四半期ごとに実施いたします。

以上です。

監査の結果についての報告が終わりましたので、これにより質疑に入ります。

堀田議長

議員1名から質疑の通告がありますので、発言を許します。

5番、小西喜代次議員。

小西議員

それでは、議案第7号、令和元年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算の認定について、監査委員に2点お尋ねしたいと思います。

1つ目は、この決算書10ページの、今、御紹介いただきましたが、監査委員の審査報告書の審査の結果のところ、年度当初は病院組合と法人間における事務処理上のルールが不明確な部分があったというふうに指摘をされ、その上で、定期検査で改善を求めたところ改善された、そういう旨の指摘がされています。お聞きしたいのは、具体的に4項目が挙げられていますけれども、具体例でどういうことなのかということを少し詳しく御説明いただければと思います。

2つ目は、決算書11ページの、同じく監査委員報告のところですけども、今後の監査の進め方について触れられております。令和2年度よりは監査基準が制定され変更する旨の、こういう記載があるわけですけども、これについて、監査基準の制定とはどこの監査基準の制定を指しているのかということと、また、成果としてどのようなことを期待されているのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

田中監査委員

議長。

堀田議長

監査委員、答弁。

田中監査委員

5番、小西議員の質疑にお答えいたします。

1点目の監査委員審査意見書における具体例につきましてですが、①の個人情報に関しまして、従来から病院と組合は共通の情報システムを活用しており、組合から病院の患者の方の個人情報などが参照できる状態にありました。しかし、組合の業務を進めるに当たり、病院の個人情報を参照する必要がないのであれば、情報システムの仕組みとして参照できないようにしてもらいました。個人情報の開示は必要最小限にとどめるべきという観点から、開示範囲を広めると漏洩リスクが高くなると考えております。

②の費用負担につきまして、組合が使用している事務所フロアをはじめとした主として固定資産では、病院所有のものを使用していますが、費用負担の考え方や金額が明確になっていませんでしたので、文書化して明確にして

もらいました。

③の病院との費用のやり取りに関しましては、組合は金券や文房具等が必要な場合、病院でストックしているものを使用し、年度末に一括精算していましたが、メモ程度の文書でやり取りをしていましたので、正式な証憑のやり取りに変更してもらいました。

④指揮命令に関しましては、病院職員が組合事務局長の指示で組合業務の一部を遂行していましたが、その根拠が不明確でしたので、法人職員に兼業発令を出していただくことで明確にしてもらいました。

2点目の監査基準につきましては、平成29年の地方自治法の改正により、本年4月より監査委員が監査等を行うに当たっては、監査基準に従うことが義務づけられましたので、小林監査委員と私とで公立甲賀病院組合監査基準を定め、3月26日の本組合議会定例会に提出させていただきました。

成果として期待できる部分に関しまして、まず、出納監査につきましては、従来四半期ごとでありましたが、毎月実施させていただくことにより、対象期間が3か月から1か月に短くなりますので、お金の流れがタイムリーに把握でき、より詳細に確認できるようになりました。

次に、行政監査につきましては、日常業務の遂行の方法は、基本的には例規集に規定されているため、内部統制あるいはコンプライアンスの観点から、そのとおりに実施されているかどうかを確認していく方針です。その際に、例規集どおりに遂行されていない場合は改善の検討を依頼します。また、例規集の解釈によっては複数の業務遂行の方法が考えられる場合は、その採用した方法を明確にさせていただきます。さらには、例規集に定めがなかったり、例規集の内容に疑義が発生した場合には、追加で改定の検討、あるいはそれに代わる方法を検討していただくように求めてまいります。

以上のようなことから、病院組合の業務の精度がより向上するというのが期待できると考えます。

以上です。

ほかに関連質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、今回通告のありました質疑は終わりましたので、質疑を終了いた

堀田議長

堀田議長

します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

堀田議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

堀田議長

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第6 一般質問

堀田議長

日程第6、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

初めに、5番、小西喜代次議員。

小西議員

それでは、一般質問を行います。大きく3点です。

1つは、地方独立行政法人の評価と課題について。これについては先ほど全協のほうで資料と評価をいただきました。また、3月議会でも、9月議会で報告ということでもありました。詳細については報告を受けて質疑する予定でしたけども、通告しておりませんので、直接先ほどの報告に関連しない部分で質問をしたいと思います。

中期計画では、地方独立行政法人について、適正な評価を取り入れた人事制度の構築や優秀な人材の確保・育成、柔軟な契約締結等をこれまでにない方法により行うことができるようになる、このように掲げられまして、先ほどの評価項目の中でも取り上げられておりました。また、地域の医療ニーズの変化にも迅速に対応して、真に地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供することで、地域医療水準の向上や市民の健康の維持及び増進に寄与していかなければならないと述べられ、地方独立行政法人の制度の特徴である自律性・自主性を最大限に発揮して質の高い医療の提供と効率的な病院経営を

目指す、このように、大まかに言えようたっていたと思います。この定款が制定された2017年12月の臨時議会では、私は地方独立行政法人反対の立場からの答弁を行いました。この中で幾つか指摘をしました。

1つは、地方独立行政法人化の問題点としては、経営効率を最優先して自治体の公的責任が失われ、医療サービスの低下や縮小、廃止につながるのではないかと懸念も指摘しました。議会の関与ができなくなり、住民のチェック機能がなくなる。病院職員の身分や労働条件の変更を一面的に行われることについての懸念も指摘しました。これらについては、移行後の保証が担保されていない、このように指摘をしたところでもあります。こうした指摘に対してどうであったのか、また、メリットとしていた課題と評価について、以下の視点で5点の認識を聞きたいと思います。

1つは、公的医療の後退はなかったのかどうか。2つ目は、住民へのサービスの低下、後退はなかったのかどうか。3つ目は、住民の意見の反映はどうであったか。4つ目は、議会の関与、住民のチェック機能はどうであったか。5つ目は、職員の確保、労働条件で職員組合との合意形成はどうであったか。この5点についてお伺いいたします。

2つ目は、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応についてです。

3月議会でPCR検査についての現状と所見が述べられました。この時点では、あくまで公衆衛生、感染症の対応は県が主体という立場での答弁であったように理解をいたしました。また、PCR検査そのものの必要性についての認識も示されました。

しかし、その後、国や県のPCR検査の対応が変化してきたのは御承知のとおりかと思えます。同時に、防疫目的で網羅的な検査の実施が感染拡大防止に大きな効果があることも、これも今明らかになってきています。こうしたことで、公立甲賀病院の検査は8月5日から医師会協力の下で進められています。独自の検査体制を取られていないのも1つあると思いますが、その理由や県の検査機器の設置整備事業、これは県が10分の10補助をするという事業でしたけども、これは申請をされなかったということも聞いています。PCR検査全般に関しては、同僚の議員が後の質問で予定されていますので、私からは今後の検査体制充実への課題や、同時に、コロナ患者の受入

体制、職員の感染防止策、院内感染防止対策など、新型コロナウイルス感染防止への対応の評価と今後の課題についての所見について、管理者の所見を伺いたいと思います。

大きく3つ目ですが、無料低額診療事業について。この無料低額診療事業については、これまでも過去2回取り上げて、実施をということで提案してきました。3月定例会の答弁では、税制上の優遇措置がないことや経営的にも厳しい下で、法人に対して中期目標に指示をするということについては難しいという認識を示されていました。

今日のコロナ禍の下で、生活困窮者の増加や経済的理由での受診抑制が一層深刻になっているということについては御承知のとおりかと思えます。この現状についての認識が前提とはなりますが、こうした今日のコロナ禍の下で、改めて公的医療、公立病院の役割、在り方が問われているのではないかと思います。こうしたことで、改めて公立甲賀病院でのコロナ禍の下での無料低額診療の役割が大きくなったと思うわけですが、その認識について、管理者の認識をお伺いしたいと思います。

谷畑管理者
堀田議長
谷畑管理者

議長。

管理者、答弁。

それでは、5番、小西議員の一般質問にお答えをいたします。

質問項目は大きく3問ありますが、1問目の地方独立行政法人の評価と課題につきまして、まずお答えをいたします。

公立甲賀病院は、昨年4月から地方独立行政法人として新たなスタートを切ったところでございます。法人化後も、甲賀市と湖南市が設立する公立病院としての機能を確保するため、両市から法人に対し4年間の中期目標を指示し、その目標を受け、法人は4年間の中期計画及び令和元年度の年度計画を策定し、自律性・自主性を発揮しながら医療サービスの質の向上や経営の効率化等に取り組んできたところでございます。

1点目の公的医療の後退はなかったかというお尋ねでございますが、病院組合からの中期目標の中で公立病院として担うべき医療について5疾病5事業に対する医療の提供・確保を指示いたしましたし、地域の医療機関・介護施設等との機能分化・連携強化では、地域医療支援病院としての役割を果

たすこと、また、感染症医療の提供等を指示しているところでもございます。

令和元年度、組合の評価といたしましては、一部医師が不足している診療科はあるものの、目標数の医師がほぼ確保され、5疾病5事業への取組は計画どおり進められているものとしております。特に、断らない救急医療への取組では数値目標達成の成果が見られたことや、医師の偏在が問題となっている周産期や小児医療においては、少人数の医師で圏域のニーズに対応されているということにつきましては評価をさせていただいているところでございます。

災害医療に関しては、各職種をメンバーとする災害対応作業部会及びDMATを中心として、訓練の実施だけにとどまらず、災害拠点病院としての組織風土醸成の取組を評価しているところでございます。

地域医療支援病院に関しましては、開業医との紹介・逆紹介率が目標値を達成しておりまして、高度医療機器の共同利用や開放型病床の利用の推進にも引き続き取り組まれたところでもございます。

地域医療機関向けの研修実施回数は、新型コロナウイルス感染症の影響で目標回数には達成しておりませんが、地域内での役割分担や高次機能病院との連携によりまして、がん、心筋梗塞、糖尿病等の専門的医療の提供と、甲賀保健医療圏域の医療水準の向上への取組は計画どおり進められたものと評価をしているところでございます。

また、感染症医療に関しましては、新型コロナウイルス感染症対応において、甲賀保健所との連携により院内感染予防対策を徹底し、第二種感染症指定医療機関としての役割を果たしておりまして、これらのことから公的医療の後退はなかったと評価をしているところでございます。

課題といたしましては、昨年5月に慢性的な看護師不足等による夜勤負担軽減のために48床を休床されたところでありまして、平均夜勤回数が改善の方向に向かい、業務負担軽減として一定の効果がありましたが、現在では新型コロナウイルス対策もありまして、少し負担が増加の傾向を示しておりまして、また、看護職員の確保数や看護職員の離職率につきましては、依然として目標値に達していないという状況でもあります。

病棟の休床によりまして急性期病床の確保が課題となりましたけれども、

回復期リハビリ病棟及び地域包括ケア病棟を活用したベッドコントロールによりまして、救急患者の受入れに関しても万全を期しているとの報告を受けております。しかし、今後健全経営を目指すためには、新入院患者の増加策に加えまして、地域の医療機関等との連携による後方病床の確保が必要であるとともに、休床病床の再稼働ということが課題となってまいります。

次に、2点目の住民へのサービスの低下、後退はなかったかのお尋ねに関しましては、市民、患者サービスについて、中期目標の中で患者中心の医療提供を行うために、患者自身が医療の内容を理解し、納得した上で治療法が選択できるような説明と同意の推進、そして、セカンドオピニオン制度の有効活用、職員の接遇向上、健康長寿のまちづくりへの貢献及び積極的な広報と市民への情報提供というところを指示しているところでございます。

まず、説明と同意に関しましては、令和元年度に説明と同意の指針を新たに策定し、運用を始めておりますし、セカンドオピニオンの制度の案内とともに、ホームページ上に公開し、患者さんや家族に周知を図られているところでございます。

次に、健康長寿のまちづくりへの貢献及び市民への情報提供につきましては、健康講座や出前講座、両市や市内各区等からの要請に応じて講師派遣を行っているほか、地方独立行政法人化後の新たな取組として「がん治療最前線」をテーマにした市民公開講座を開催し、参加者からは高い評価を受けていると報告を受けております。

また、多くの外国人が居住する甲賀市、湖南市の地域特性への対応といたしまして、医療通訳者の2名体制を維持し、積極的な医療サポートを行っているということに対しましては高い評価をしているところでございます。

一方、接遇向上に関しましては、感謝の件数が目標値を下回ったことにより評価を低くしたところでもありますけれども、新たな接遇研修が始動いたしましたので、今後の取組を注視しているところであります。

これらのことから、住民へのサービスの低下、後退はなかったと判断しております。

次に、3点目の住民の意見の反映に関するお尋ねでございますが、以前から総合相談窓口を設置し、医療、看護、薬、栄養に関すること、医療費に関

すること、介護保険・在宅医療に関すること、社会保障・社会福祉制度に関することなど、様々な相談や意見に対し、多職種が連携して対応しているところでございます。

また、院内各所に設置してあります意見箱には、患者さん等から様々な意見が寄せられておりますので、この意見書回収後は担当部署に配布され、対応可能な事項に対しては即座に改善対応を行っていることを報告を受けております。病院として取組が求められる内容については月に一度会議を開催し、意見書に対する回答方針を取りまとめ、全職員に周知するとともに、可能な限り改善に努めているということでございます。

なお、意見書に対する回答文書は、病院内2か所のモニターに掲載するとともに、紙ベースの回答文書も玄関ホールに配備し、誰でも御覧いただけるよう対応しているとのことでございます。

次に、4点目の議会の関与、住民のチェック機能に関するお尋ねでございますが、病院組合議会においては、地方独立行政法人法の諸規定に基づき、法により必要とされる議案に関して議決いただくとともに、住民等への公表を行ってまいりました。

具体的には、昨年4月1日の地方独立行政法人設立日に、本組合議会臨時会におきまして、地方独立行政法人法第26条第1項の規定により、法人の中期計画を議決いただき、法人運営がスタートしました。本年3月の定例会におきましては、中期計画の一部変更の認可につき議決をいただき、それらの結果は法人のホームページに公表しているところでございます。

また、同法第28条第1項の規定により、令和元年度地方独立行政法人公立甲賀病院の事業報告書に対し、設立団体評価を実施し、この結果を法人に通知するとともに、本日の組合議会に報告をさせていただき、議会終了後速やかに公表を行うこととしております。

今後も組合議会の関与、住民のチェック機能が維持されるよう、地方独立行政法人法等の諸規定を遵守してまいりたいと考えております。

次に、5点目の職員確保、労働条件で職員組合との合意形成についてのお尋ねでございますが、職員確保につきましては、医師及び医療技術職員は、ほぼ充足しておりますが、看護師不足の解消には至っていないとの報告を受け

ております。

また、職員組合との合意形成につきましては、職員代表者選挙により選出された代表者と労使協定締結を完了されており、労働安全衛生法及び法人衛生管理規定等に基づき毎月1回衛生委員会が開催され、複数名の職員労働組合代表者の出席の下、職員の健康管理や就業環境の維持管理等について協議が行われ、合意形成が図られているということでもあります。

特に、昨年4月の労働基準法改正による時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得を遵守するため、本委員会においてチェックを行っているとの報告を受けております。

次に、大きく2問目の新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応の評価と課題につきましてであります。中期目標では、感染症医療については、保健所、両市及び第一種感染症指定医療機関と連携し、第二種感染症指定医療機関としての役割を果たすことを法人に指示しているところでございます。

この指示に基づき、法人は第二種感染症指定医療機関として滋賀県が定める新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制の枠組の中で、滋賀県からの要請を受け、現在はコロナ専用病床18床の医療提供体制を確立し、滋賀県COVID-19災害コントロールセンターの要請により入院患者の受入れを行っております。

公立甲賀病院における新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れに関しましては、病院内でクラスターが発生し、病院閉鎖という最悪の事態を避けるため、職員の感染防止策や院内感染防止策には細心の注意を払いながら、県、両市との連携の下、入院医療体制の確保を図っていただいております。大変評価をしているところであります。

具体的な院内感染防止対策、職員の感染防止対策では、院内に設置された新型コロナウイルス感染症対策本部の主導の下、救急医療室や手術室の感染防止対策、感染症疑似症患者や発熱患者への対応、電話再診の開始、入院患者面会制限の実施、個人防護用具の装着基準の徹底、感染区画のゾーニングの設定等に取り組んでられました。

職員に向けては、全職員向けの感染防止対策研修会を開催し、三密の回避、

手洗いの徹底、マスクの励行、毎朝の体温チェックを徹底させるとともに、医療人として自覚ある行動を促しているとの報告を受けております。

次に、PCRセンター検査体制につきましては、8月5日から滋賀県からの委託を受け、甲賀・湖南医師会との協働により、毎週月曜日と水曜日の午後1時30分から公立甲賀病院救急駐車場の一角を利用し、地域外来・検査センター、いわゆるPCR検査センターを開設し、発熱等の症状がある軽症者でPCR検査が必要と医師が判断した方に対しまして、速やかにPCR検査が実施できるよう運営をいただいているところでございます。

9月30日時点での検査者数は34名との報告を受けておりまして、今後は滋賀県が実施する、不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査にも協力する予定で、現在運用方法等を検討中との報告を受けております。

また、公立甲賀病院は、以前よりLAMP法を用いたリアルタイムPCR装置を保有しておりまして、感染拡大防止のため、入院患者、大学病院等への転院患者、病院職員等に対し、現在までに91名の検査を実施したとのことであります。

なお、本リアルタイムPCR装置は、今回の滋賀県の補助申請事業に、他の病院が申請されている検査装置と同じものであり、県の検査機器設備整備事業の補助申請を見送ったとの報告を受けております。

このように、公立甲賀病院の役割は、新型コロナウイルス感染症対策における重点医療機関とし、入院患者の受入れ治療を行うことが最大の使命であります。甲賀保健医療圏域におけるPCR検査体制確立のため、滋賀県からの要請にも対応いただいているところでございます。今後、滋賀県や両市の医療政策としてPCR検査の拡充方針が示され、病院組合に対して協力要請があった際には、病院の医療提供体制に支障のない範囲で協力できないか、法人と協議の上で対応を図ってまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染者受入れの課題といたしましては、このたびのコロナ専用病床18床によりまして、夜勤時間帯の充実を図る観点から、看護師の増員が必要となりましたので、地域包括ケア病棟の3西病棟52床を27床減らし、25床体制で運用されることになりました。この病床減により回復期の病床が不足することになりますので、急性期治療を終えた患者の受

入先として、今まで以上に圏域内の各病院との連携が課題となってまいります。

なお、甲賀保健所から圏域内の6病院に向け、公立甲賀病院に対しての後方支援促進の依頼文書を発出いただいたところでございます。

もう1つの課題といたしましては、秋冬にかけてインフルエンザと新型コロナウイルス感染症が同時流行した場合の対応であります。今後県において圏域内の医療提供体制やPCR検査体制が示されると思いますので、県、両市、圏域内の医療機関と連携し、新型コロナウイルス感染症の医療提供体制を維持いただきたいと思いますと考えております。

最後に、大きく3問目の無料低額診療事業についてであります。コロナ禍における無料低額診療の役割についての認識については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が経済活動の停滞を引き起こし、雇用・就業に多大な影響を及ぼしている状況にありまして、所得格差の拡大等、非常に憂慮すべき状況にあると認識をしております。

一方、全国の新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている病院と同様、公立甲賀病院につきましても、コロナの影響で、前年度と比較し、入院、外来患者数ともに大きく減少し、経常収支におきましては、4月から8月までの5か月間では令和元年度に増して約1億2,000万円の収支悪化と聞いていただいております。

こういった中、全国市長会を通じまして、国に対して各地方の病院の経営に対する支援策というものも強く要請しておりますし、県に対しましても地方病院に対する経営支援ということを申し入れさせていただきました結果、先ほども全員協議会の中でも説明がありましたように、県において休床病床に対する支援策というものを創設いただいたところでありまして、こういった支援策を得ながら何とか経営をしているという状況でございます。

このような厳しい経営状況でありますので、3月定例会の答弁のとおり、法人に対して無料低額診療の実施を中期目標に指示するということは難しいと考えております。法人におきましては、これまでからも診療費の支払いが大きな負担となる経済的に困窮されている方に対しましては、分割払いの御相談に応じるなど、可能な限り寄り添った対応を取っていただいております。

小西議員
堀田議長
小西議員

ので、支払いに不安を感じておられる方については、いつでも相談をいただきたいとの回答をいただいているところでございます。

以上でございます。

議長。

5番、小西議員。

それでは、まとめてですので、総括ですので、聞きたいと思います。

1つ目の独法化の件ですけれども、今議会で、全協で報告ということですが、けれども、全協の報告をもって議会で報告をしたということになるんでしょうかね。議会の報告というのは、やっぱり本会議の中で、もちろん中期目標や中期計画というのは議会で議決した事項でもありますから、そういう意味からいうと、本会議の中で報告すべきものと私は理解しているんですけども、それを改めて本会議で報告されるのかどうか。全協に報告ということについては、議会で報告という意味ではちょっと違うのではないかというふうに思うんですが、その辺の所見について伺いたいと思います。

それから、住民へのサービスの低下については、先ほどこの資料の中では、2でしたかね。この資料であったということで、先ほど管理者のほうからは、必要な指示をしているということでしたけども、必要な指示をしているということと、住民の皆さんがサービスの低下をどう見ているかというのはちょっとずれがあると思うんですよ。例えば、これまでの議会でも取り上げてきましたけども、ファクスの廃止、これは薬剤師会の都合だと。それから、ATMの話も、なくなったと。これは金融機関の都合で取りやめると。確かにそれはそういうことなんですけども、しかし、住民の側、患者の側から見れば、病院のほうからそういう措置がなくなるということでは、サービスの低下と理解されている方が多いんですよ。ですから、単なる接遇じゃなくて、そういう患者の視点に立った様々な分野での検討というのが必要ではないかと思うんですけども、そういう点での管理者はどのような指示を、具体的な指示で理解をされているのかなというのをお聞きしたいと思います。

それから、議会の関与、住民のチェックということですが、そういう点では、今議会で決めて、それを報告するということでしたけども、実際問題としては、先ほど全員協議会では具体的には法人が参加をされている場

ですので、少し大まかなところをお聞きしたというようなところですけども、実際の議会が、いわゆる公立甲賀病院の運営について立ち入れない、そういう仕組みが独法化だと私は思うんですけども、それで、議事録なんかを見ましても、法人の議事録は、御承知だと思いますけども、項目だけです。項目と資料だけ。どういうことが議論されたかということだけであって、そういう点でいえば、議会が関与できない仕組みということになっていると思いますけれども、そういう意味からいえば、税金を10億、11億でしたかね、両市合わせて投入しているという点からいえば、例えば市の議会では、第三セクターについては報告義務があるので、一定報告されるということになっていますけども、独法化の場合はそういうことが全然ないと。そういう意味では、いわゆる法人に全てのことを任すというのは大きなメリットだということの1つかも分かりませんが、多額の税金を投入している法人ですので、必要な情報開示や、それから住民の意見を聞くシステムというのが改めて、独法化だから仕方がないということではなくて、考える必要があるのではないかと思うんですけども、この後、管理者が交代されるということですけども、そういう意味では、そういう議会のチェックの機能を改めて見直す必要があるのではないかと思うんですけども、管理者の考え方についてお聞きしたいと思います。

それから、コロナの対応の問題、これは後で具体的には質問があると思いますので、ここは問いませんが、2つです。1つは、職員さんで、先ほどの答弁、91人の職員さんがPCR検査をしたということでしたけども、いわゆる濃厚接触者等々でなくて、非常に感染リスクが高い職場でもありますので、そういう点では全職員の定期的な検査というのが独自にやっぱり必要ではないかと。特にこういう病院関係でいえばね。そういう点で、今後の管理者として、そういう職員向けの防疫目的の検査体制について指示する気が、考えがあるのかないのか、その点についてもお聞きしたいと思います。

それから、先ほどの御答弁を聞いていますと、やっぱり国や県の範囲、指示、要請があればということでしたけども、今、全国でも、それぞれの自治体やそれぞれの病院で独自の対応をしていると、検査体制をしているというのは、これはその後に国や県が補助金を出すという流れが出てきているわけ

ですけれども、そういう点でいえば、全市的な市内の医療機関、甲賀市は公立病院を持っていますし、独立行政法人の国立病院もありますし、市内に医療機関が幾つかありますので、そういう点で今後の、今の時期にそういう全市内の医療機関を挙げた独自の甲賀湖南医療圏域の中での体制というのが必要ではないかと思うんですけれども、その点について、県の指示、要請にかかわらず、その点についての管理者の認識を伺いたいと思います。

それから、3つ目の無料低額診療、これはくれぐれも、先ほども厳しい経理というふうに言われましたけれども、この本来の趣旨は、いわゆるお金を払わなくても医療が受けられる、お金の心配がなくても受診ができるハードルを外すんだと。それで、一時的、臨時的な対応であって、その後のフォローについては生活保護やその他の社会資源を活用していくという点からいえば、医療機関にずっと無料低額診療でその方に受診されるような制度ではないというのは十分御理解いただいていると思うんですけれども、そういう理解でいえば、今のコロナ禍の下での認識は先ほど示していただきましたけれども、そういう受診のハードルを下げるということからいえば、どうしてもやっぱり今必要ではないかというふうには思うんですけれども、分割払いとかがあると言われましたけど、分割払いはどうせ払わなあかんわけです、無料低額診療とは全然本質的には違う取組だと思うんですけれども、そういう無料低額診療のそもそもの考え方について管理者の認識を改めてお伺いしたいと思います。

谷畑 管理者

議長。

堀田 議長

管理者、答弁。

谷畑 管理者

5番、小西議員の再質問にお答えをいたします。

まず、地方独立行政法人公立甲賀病院の評価の結果についての報告につきましての御質問でございます。地方独立行政法人法に基づきますと、議会に報告するということが定められているところでございます。その運用につきまして、今回はこういった形で全員協議会において詳細に説明をさせていただく。それにつきましては、法人がいる場において議論をしていただいたほうが詳細なところについても詰めていただけるのではないかとということからさせていただいたところでもございます。

また、第三セクターの各法人についての報告につきましては、湖南省市においては各議会において配布をさせていただくというような形にさせていただいておりました、そのものについての直接的な議論ということは本会議においてはさせていただいておりませんので、今回こういった形で配布をさせていただくということで、事前に詳細な説明は全員協議会でさせていただいたということにさせていただいたところでもございます。

それから、2点目といたしまして、住民サービスの低下、後退についてのお尋ねでございますが、先ほど小西議員に御指摘いただきましたように、ファクスやATMにつきましては病院独自の努力ではそれを解決し得ないというものでございまして、外形的には患者様から見ますと病院のサービスが低下したように見えますけれども、その点については御寛恕いただければありがたいというふうに考えているところでございます。

ただ、先ほど申しましたように、意見書において様々な苦情でありますとか要望提案でありますとかをいただいております、感謝の数が少ないということを申し上げましたけれども、感謝が令和元年度においては全体の9%でありましたけれども、苦情については56.7%、要望提案が33.6%ということでありまして、そういった苦情や要望提案については、先ほど申しましたように、院内において委員会を設けて議論いただいて対応いただいているというふうに認識をしているところでございます。

そういった中から改善事例といたしまして、例えば安全性、利便性の観点から、駐車場の自動精算機を設置させていただいたり、また、自動販売機につきましては、妊婦さんからカフェイン抜きの商品の要望がありましたので、そういったものに対応させていただいたりということで、全て対応できるわけではないと思いますけれども、1つずつそういった相談や苦情、そして提案に対しては、病院としても対応いただいているものというふうに認識をしているところでもございます。

当然、これからもそういった接遇の向上も含めまして、病院が地域において地域の皆さんに愛されるような、そういう病院に変わっていただくということが必要であろうと思っておりますし、それにつきましては、地方独立行政法人となってからは職員の意識が少しずつ変わってきているのでは

ないかというふうに私も外から見させていただいているところでもございます。

それから、議会の関与についての御質問でございます。法人の議事録というのは法人理事会の議事録ということであろうかというふうに思っておりますけれども、外に対して示すものについては、恐らく患者様の個人情報等もあるということもありますし、また、法人という形での運用をされていますので、その運営上の内容ということもあろうかと思っておりますので、全て外に出せるというものではないということだろうと思っております。ですから、私ども正副管理者におきまして、項目をお話させていただいているというような状況でございます、法人に全てを任すのがメリットだとは思いますがということもおっしゃっていただきました。やはりここは中期目標を提示させていただいて、そして法人側で作成をして、それに対して、組合、また議会において議論いただいて最終的に認可をいただいた中期計画、これを達成いただくために、法人に対して過度の関与ということをせずに、できる限り法人の自助努力によって責任を持って対応していただくということが大事なのだろうというふうに思っております。あまり過度に関与いたしますと、今度、逆に、では、設立団体でこれとこれをしてくれないからできないというようなことにもなりかねないというところだと思っておりますので、ぜひその点については、4年間の中期計画の取組というところをしっかりと評価していく必要があるかというふうに思っております。

そういった点で、小西議員におっしゃっていただきましたように、評価をするに際して情報が不足するという事の中では評価が十分にはならないのではないだろうかという疑問があるということも十分承知をするところでありますので、その点につきましては、また法人と十分に協議をさせていただきたいと考えております。

それから、新型コロナウイルスの関係でございますけれども、病院においては、先ほども申しましたように、感染拡大防止のために必要な範囲内で検査を実施しているところでございます。LAMP法につきましても、現状1日最大2クールで28名の検査が可能だということでもありますけれども、やはり必要性に応じて検査を行うということが求められると考えているところ

でございます、やはり専門的見地から、この範囲が必要だという観点で、病院で対応いただいているものだというふうに考えているところでもございます。

圏域全体ということになりますと、これは当組合ないしは法人だけの判断でできるものではありませんので、やはり国の大きな方向性の中、県が責任を持ってその方針を示すということが必要だというふうに考えておりました、基礎自治体においては医療に対する主導権というものがございませんで、両市ないしは組合においては、それぞれで設立している医療機関に対しては、指導権限はありますけれども、それ以上のものはないということです、その点、国、県の状況を見ながら対応していく必要があるかというふうに考えております。独自の対応をして、その後、国が追いかけてきたというのは、あくまでも結果論でありますので、やはり国、県の制度が整う中で対応していくということが必要であろうかというふうに考えております。

それから、3点目の無料低額診療につきましては、先ほどもお話をいたしましたけれども、コロナ禍においては、無料低額診療の役割については大きくなってきているものだというふうに認識をさせていただいておりますけれども、やはり、まず第一には、その前に福祉的な施策というものが必要であろうかと思っておりますし、また、それぞれの各病院におきましても補助制度等の制約の中で対応していくということでもありますので、設立団体として、それを公立甲賀病院、法人に対して求めていくということは非常に難しいのではないかと考えているところでもございます。

ただ、当病院におきましても、そういったお困りの方に対してはしっかりと寄り添って対応いただいていることだというふうに考えておりますので、さらにそういった接遇面での対応ということについては充実についてお話をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長。

5番、小西喜代次議員。

ありがとうございます。

最後の無料低額診療については、病院については様々な対応をしていただ

小西議員
堀田議長
小西議員

いているということについては十分理解した上での新たな制度ということで提案させてもらったということで、今後も引き続いて、また議論の対象になるかなと思うんですけども、もう時間がありませんので、情報公開等の関係で、先ほどありましたけども、三セクの話、甲賀市の場合は、全部本会議で報告されて質疑があるんですよ。ですから、そういう意味では議事録に残る。全員協議会というのは、やっぱり議事録に残らないでしょ。ですから、そういう意味では、この会議の場で報告いただくというのが筋ではないかなと思うんですけども、それについては今後ぜひ検討いただきたいと思います。それも資料を当日配布でなくて、事前に配っていただければ、今日も見て、「ああ」と言っている間に、次へ次へと行くということにもなりますから、そういう点では事前の配布を含めて、ぜひ改善をいただきたいと思います。

ただ、やっぱり本会議といいますか、議会に報告というのは、この場での報告だと私は理解をしているんですけど、ぜひその点についても改善をいただきたいと思います。

それから、1つ管理者のほうに、これは要望ですけれども、法人理事会の議事録について、先ほどルールを御紹介いただきましたし、本来の在り方についても述べていただきました。しかし、あの議事録では少し情報開示には問題があるのではないかなと。結果も、何を議論して、その結果こうなりましたよというのがないと、あれで法的には問題ないかも分かりませんが、インターネットに公開する場合の議事録については、少なくともテーマと結果ということについては必要ではないかなと思うのですけれども、その辺もぜひ管理者のほうから法人のほうに、これは指示になるのかどうなるのか分かりませんが、ぜひ御提案もいただければと思います。

全体として、独立行政法人として1年間の成果と評価ということについては私も理解をいたしました。ただ、そういう点で、議会の関与だけじゃなくて、市民の皆さんの意見がどのように反映するか、その反映としては、病院の事業が少なくともこの10人の議員、それぞれの議会で報告とは思いますが、こういう仕組みがあるわけですから、この議会の議員を通じて広く市民の皆さんに現状や課題や、一番端的なのが48床の病床の休床ですよ。あれを見て、初めて私らも知った。もちろん、別の方からこのことは知って

いましたよ。しかし、公式に我々に知らされたのは管理者を通じて議員へと。非常にまどろっこしい手続でしたよね。だから、そういう意味からいえば、病院の実態を広く知らせること、看護師さんが不足しているということについても広く市民に周知をして、それで病院の実態を正しく理解してもらおうという、そういう努力が、当然のことながら今まではやられていたと思うんですけども、独法化になると、そういう仕組みがなくなってしまうから、そういう点では、独法化になったから仕方がないということではなくて、独法化になっても今までどおりの情報公開と、それから市民の皆さんの声は反映しているんだよというふうに、少なくとも甲賀病院の独立行政法人についてはそういう独法なんだということも新しいモデルとしてぜひ進めていただきたいなということを述べて一般質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

堀田議長

小西喜代次議員の質問が終わりました。

次に、10番、立入善治議員。

立入議員

私のほうからは、通告のとおり、2つの問題について、とりわけPCR検査のことについてお伺いしたいと思いますが、今、5番議員の質問の中にも多々重なる部分がありました。ですから、その辺は答弁の中で避けていただいて結構かと思えます。

御存じのように、新型コロナウイルス感染者、これが世界的にまだまだ終息を見ないというのが今の現状です。一定落ち着いていると言われるものの、今後の行き先については非常に不透明。医療崩壊につながるということも現にありますし、先ほどの管理者の報告でも、甲賀病院への影響も報告されました。

そういう点でいいますと、やはりPCR検査の体制をより強化することで新型コロナウイルスを抑え込んでいく、これは世界的にもそうですし、国内でも、自治体の対応で変化に違いがあるということが言われています。日本は残念ながら、世界でいいますと120何位でしたかね、検査体制が、1人当たり、人口当たりの体制が非常に低いというのが現状だと思います。

そういう点では、質問の中、2点ありますが、甲賀病院における検査体制のことについて伺いたいと思うんです。言いましたように、いわゆるクラス

ターが起こった場合、あるいはエピセンター、感染震源地に対して徹底したPCR検査、このことが非常に大事であり、感染拡大を抑止していくということにつながると思うんですけども、ここについての考え方ですね。

つまり、今も言いましたように、感染拡大を抑え込んでいくための網羅的なPCR検査の実施。甲賀病院は県からの要請で8月5日、PCR検査センターを立ち上げてやっておられますが、今、PCR検査を受けようと思うと、もちろんそういう発熱あるいは医師の診断があってしか受けられないんですよ。ただ、非常に不安に思っておられる健全な方もおられて、PCR検査を受けたいということについては、これは今、この圏域の中でも実施されていないわけなんですね。その点でいいますと、PCR検査に対する考え方、今言いましたように、網羅的にして進めていくことについての考え方をまず初めにお伺いしたいと思います。

2点目については、これも先ほど答弁がございました、甲賀病院内における感染予防の対策として、ソフト面でいろんな形で取っておられますし、努力させていただいていると思うんですが、2つ目の問題としては、具体的に、これは今、例えばマスクについてもフェイスガードについても、非常に復旧したということになっているわけですが、現時点でコロナ感染症に関する備品として不足している事態はないのかどうか、このことについて伺いたいと思います。

そして、2つ目の問題については、先ほどから御答弁がありました。

3つ目の問題については、これも御答弁がりましたが、具体的にLAMP検査との差ですね。非常により安価で、簡易で、とにかく網羅的にやれるという答弁を、これはいただいているわけなんですけども、この違い、いわゆる県が検査機器の事業としてリアルタイムPCR検査装置の整備を進めたわけですけど、LAMP検査との違いについて、この点について伺いたいと思います。

谷畑管理者

議長。

堀田議長

管理者、答弁。

谷畑管理者

10番、立入議員の一般質問にお答えをいたします。

質問項目は大きく2項目であります、1問目の甲賀病院におけるPCR検

査体制についてのお尋ねでございます。

御質問内容については、網羅的な検査の実施についてということでございますが、現在、新型コロナの対応につきましては、甲賀保健医療圏におきましては、公立甲賀病院について、新型コロナウイルス感染症対策における重点医療機関として入院患者の受入れ治療をまず最優先にされているところであります。また、滋賀県から委託を受けたPCRセンターの運営ということが8月5日以降始まったところでもございまして、先ほど申しましたように、このPCRセンターで検査をいたしました検体の数といたしましては、9月30日時点、すなわち月曜日と水曜日でございますので、最初の水曜日時点での検査件数が34名ということになっております。この34名につきましては、発熱の状況ないしは管内の医療従事者からの検査の必要性の要請という中で対応いたしておりますけれども、そういった観点から申しますと、全くない日もございますし、最大5人までということでありまして、現在のところでは、それを上回るような要請がないというのが現状でございます。

そういった中で、エピセンターについてのお尋ねでもございますけれども、先ほど来申しておりますように、公立甲賀病院については、重点医療機関として入院患者の受入れ治療を行うということがまず最も重要な役割となつてまいることでございます。ですから、現在、通常の病床を潰しながら感染症病床をつくって、そしてその感染症病床につきましては、入院患者が生じますと、通常の治療体制の3倍ほどのマンパワーを投入しなければならないような状況で対応していくという状況でございますので、まずは入院患者の受入れ治療というものが重要な役割であるということを御認識いただきたいと考えております。

今後の感染状況によりまして、県と両市がエピセンターに対する網羅的な検査を実施するという事になった場合につきましては、組合に対して県ないし両市から協力要請があれば、病院の医療提供体制に支障のない範囲で協力できないかと、法人と協議の上で対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、大きく2問目の公立甲賀病院内での感染予防対策と医療への影響についての御質問でございます。

まず、マスク、フェイスガード等の備品についてであります。この在庫につきましても、防護衣となりますがウン、プラスチックエプロン、またサージカルマスク、フェイスガード、グローブ等につきましても定期的に国から支給を受けておりました。不足分につきましてもメーカーや関係業者の協力の下購入している状況でありまして、現在のところ不足は生じていないと報告を受けております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が拡大を始めた春以降、こういった感染防護類につきましても平時のときと比べて入荷しにくい状況が続いておりました。また、原材料の高騰などを理由に、ほとんどの製品が値上がりしている状況であるとの報告を受けております。

急激な感染拡大をした場合につきましても、こういった感染防護具等の確保につきましても非常に厳しい状況になるかと予想しておりますが、急激な感染拡大によりまして受入れ患者が増加した場合においても診療に影響しないように、現在の段階から在庫確保に日々努めていただいているところでございます。

3点目の滋賀県の検査機器設備事業でのリアルタイムPCR装置の補助金申請をしなかった点についてであります。LAMP法においてリアルタイムPCR検査ができる装置を既に公立甲賀病院では保有をしており、これは新型コロナウイルスだけに限るものではなくて、通常の感染症に対しても常日頃から対応していかなければならないということで備えているものでありますので、新たに補助金を申請してまで必要としてこなかったということでございます。

この装置につきましても、先ほども御答弁申し上げましたが、ほかの病院で現在、今回申請されている装置と同じ装置ということでございます。ただ、病院当局といたしましては、必要性が生じた場合には次の機会において、この補助申請をしてまいりたいということで、現在、県と協議を進めているという報告はを受けておりますし、その際には、次の機会には県の補助金を活用してPCR検査機器の体制の拡充ということに努めていただけるものだと組合としては理解させていただいているところでございます。

以上でございます。

立入議員
堀田議長
立入議員

議長。

10番、立入善治議員。

分かりました。2点だけ再質問をさせていただきます。

1点は、言われましたように、PCR検査センターを8月5日に実施されて、そして、いわゆる圏域内の医療機関からの要請で検査を行うということでしたが、これは圏域内全て、例えば湖南省であれば湖南省の医療機関が圏域外でお願いするということがあるのかどうか。つまり、甲賀圏域内の全ての医院、診療所は全て甲賀病院でやるという、これは県の指導かどうかはあれなんですけども、そうなっているのかどうか。いわゆるこれはなぜかという、実態がきちっとつかめているのかどうかということだと思っんですね。そして、先ほど言いましたように、感染震源地となり得るかどうかという判断も圏域内できちっとつかむということが大事だと思いますので、この点についてまず1点伺いたいのと、もう1つは、管理者も先ほど言いましたけども、いわゆる新型コロナウイルス感染症の終息に向けて取り組む、世界的にはもちろんワクチンの開発とかはあるわけなんですけども、感染を拡大しないという点でPCR検査の実施、これを今は発熱外来、医師の診断だけになっていますが、そういう意味では、いろんな人が感染拡大を防止するのにPCR検査をすることが望ましいと我々は考えるわけですが、この考え方について、終息に向けてどのように考えておられるのか、この2点について伺います。

谷畑管理者
堀田議長
谷畑管理者

議長。

管理者、答弁。

10番、立入議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1点目のPCR検査センターの利用状況についてでありますけれども、これは議員御指摘のとおり、県の委託事業ということでございますので、県が直接、公立甲賀病院、法人と契約をされているということで、詳細については運用状況についての報告をいただいているということでございます。

2点目の新型コロナウイルス感染症終息に向けて、感染拡大をしないための方策についてのお尋ねでございますが、これは専門的見地から議論をする

べきお話であろうかと思えますけれども、やはりPCR検査の結果というものは、1つは偽陽性の話があるということとともに、それから、その時点での状況が把握できるということで、その直後にまた罹患した場合には、その証明にはならないということもありますし、さらには網羅的にPCR検査をした際の医療提供体制に対する負荷ということについても十分に検討していく必要があるんだろうと思っておりますし、そういった専門的な部分について権限のあるところで議論をしていただいていることだと考えております。ですから、国において大きな方向性を示しておられますし、医療提供体制の確保ないしは蔓延防止については、都道府県知事はその責任者として対応するというのが、この特措法の建てつけでありますので、その範囲内での判断になってこようかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長。

10番、立入善治議員。

最後の御答弁のところで、もちろんそのとおりでありまして、国がそういう意味では感染拡大防止のための施策をきちっと取ることが大事だと思うんですが、現状はそのことが実施されていないということから非常に感染症が終息させる、例えば日本の中で感染者を減らしていくということになっていないと私は思います。そういう点で、いわゆる自治体が、もちろん感染者が、陽性になった方に対しては隔離、そして終息へ向けて、完全に隔離していくということが求められている。そのことを実施した自治体もそうですし、いろんな国で、例えば台湾なんかでもそうでしたけども、その結果が出ているわけですから、そういう意味では、その方向が一番終息に向けた大きな取組であると思えますし、そのことを最後に私のほうから言わせていただいて、一般質問を終わりたいと思います。

これで、立入善治議員の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

○閉会

立入議員
堀田議長
立入議員

堀田議長

堀田議長

お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、閉会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

堀田議長

異議なしと認めます。

よって、本定例会は閉会することに決しました。

以上で、令和2年第2回公立甲賀病院組合議会定例会は閉会いたします。ありがとうございました。

(10月2日午後0時8分閉会)

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

堀田 繁樹

署名議員

藤川 みゆき

署名議員

小西 喜代次